



休みを増やしたい！～週休3日制について～

讃岐結月、小林奏、佐藤楓凜

背景・目的

週休3日制についての先輩の話を聞いて、他の働き方を調べることによって週休3日制にできないか興味を持ったから。また、様々な働き方を調べることで、休みを増やすことはできないだろうかと考えるようになったから。

すでに分かっていること

社会には、様々な働き方がある。学校では週休3日制にするのは難しい。企業や国によっては週休3日制を取り入れている。公務員では週休3日を取り入れようとしている。様々な働き方を組み合わせることで、メリット、デメリットがわかり、週休3日制にするためには、企業による仕事の内容によって週休3日制にできるかできないか決まる。

仮説

週休2日制を取り入れたときのような制度を週休3日制にも取り入れることができるのではないかな。海外や日本で週休3日制を取り入れている企業の制度を日本にも取り入れて、週休3日制にすることはできるのではないかな。



研究の方法

週休2日制について調べる。
週休3日制を取り入れている海外や日本の企業について調べる。

参考文献

https://agileware.jp/news/release/2022_0728/
<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/casestudy/file071/>
https://www.k-society.com/recruit/list_of_companies_allow_a-four-day-workweek/
<https://www.docuSign.com/ja-jp/blog/history-of-working-style>
<https://www.businessinsider.jp/post-225308>
https://www.bizay-co-uk.translate.goog/?_x_tr_sl=en&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hi=ja&_x_tr_pto=sc
<https://www.works-i.com/column/france/detail005.html>

結果

＜日本の企業＞

A社：労働時間維持/給与水準維持

対象：週5日勤務の従業員

該当日：第2・第4水曜日

年間休日：129日から150日に増加

B社：労働時間維持/給与水準維持

対象：全従業員

該当日：月・水・金曜日(夏季限定)

年間休日：136日

＜労働時間の変化＞

1916年：最長労働時間12時間、休日の基準は毎月2回以上

1947年：労働基本法制定

1993年：週48時間から週40時間へ

＜海外の企業＞

・C社(ニュージーランド)

従業員がいつ、どのように効果的に働くかを自分で決めている。

・D社(フランス)

テレワークと週休3日制を同時に取り入れている。



結論

企業によって週休3日制にするための制度があり、日本より海外の方が柔軟な働き方だった。

週休2日制になったときは法律が変わったことで休みを増やすことができた。

考察

休みを増やすためには、労働時間を削減し、海外の柔軟な働き方を取り入れることによって、休みを増やすことができるのではないかな。

同じ系統の企業であれば、週休3日制にするための制度が統一でき、休みを増やすことができるのではないかな。

今後の展望

同じ系統の企業について調べる。

他の海外の企業との違いについて詳しく調べる。